

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第47条及び第48条の規定により公告する。

令和5年12月15日

一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 森 永 智 絵

1 業務委託内容

(1) 業務名

箕島処分場運営管理業務（令和6年度～令和8年度）

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

福山市箕沖町107番1

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術提案事項

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
運営管理計画	運営管理計画書 (必要に応じて附属資料を添付してください。)
危機管理計画	危機管理計画書 (必要に応じて附属資料を添付してください。)
顧客満足度の向上	顧客満足度の向上に係る提案書 (必要に応じて附属資料を添付してください。)

【評価項目設定の理由】

運営管理計画

箕島処分場（管理型処分場）は、搬入される廃棄物が受け入れ条件に適合しているか否かの審査及び不適合廃棄物への対応業務、基準をクリアして搬入された廃棄物の埋め立て業務の2種の業務を一体的に運営管理しており、また、公共関与処分場であることから、他の処分場の模範となる業務水準が求められている。このため、優れた技術人材の配置、効果的なバックアップ体制の構築、運営フローの効率化等、業務品質の確保向上に向けた取組みが極めて重要であることから、責任体制や業務体制、車両誘導（動線）計画（安全性 効率性 実効性 事故対応）等について、事業者の創意工夫による優れた提案を期待し、効果的で実効性のある運営管理計画について、評価項目を設定した。

参考資料：抜取検査実施状況（資料1）

展開検査実施状況（資料2）

処分場図面（仕様書参照）

搬入量・種類のデータ（<http://www.khk-hiroshima.or.jp/koukai/ukeireshori-m.pdf>）

作業フロー（http://www.khk-hiroshima.or.jp/syogaiyou/shori_mino2023.pdf）

受入条件等（http://www.khk-hiroshima.or.jp/shobun/tebiki_minosima20220405.pdf）

危機管理計画

産業廃棄物を扱う処分場の性質上、廃棄物の流出等の事故が発生した際の周辺地域への影響も含めた被害や影響は甚大なものとなりかねない。このため、安全安心で安定した運営を継続するためには、日常的なセルフモニタリング等の徹底による事故等の未然防止が最重要課題となる。また、万が一の事故が発生した際には、適切な初動対応が取れること、時には、業務停止や二次的災害防止のため迅速な措置を講じるため、これらの対応を可能とする準備が整えられている必要がある。以上を踏まえ、安全安心で安定的な業務運営を継続するための優れた提案を期待し、評価項目を設定した。

参考資料：日常点検項目（資料3）

余水水質管理状況（資料4）

顧客満足度の向上

安全安心な業務運営やリスクマネジメントと並んで、これまで以上に重視すべき視点として、顧客サービスの向上があげられる。新規顧客の開拓や、大口顧客の確保、既存顧客の継続搬入等により、将来にわたって、安定的に経営していくためには、顧客サービスの不断の見直しによる顧客満足度の向上が大変重要である。このため、顧客視点に立ったサービス水準の向上について、提案者の新たな視点からの創意工夫により、実効性の高い優れた提案を期待し、評価項目を設定した。

参考資料：時間帯別搬入台数（資料5）

搬入事業所数（資料6）

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目	評価の視点	配点	
技術 評価	運営管理 計画	責任体制	①指揮命令系統及び責任体制は明確かつ適切か。 ②業務管理は効果的で実効性のある体制で実施されるか。 ③委託者との窓口が明確で一本化されているか。	6
		人員配置	①人員配置は資格免許や経験年数等に照らして適切か。 ②効率的な人員配置となっているか。 ③急な欠員等に対応するバックアップ体制は十分か。	6
		異物混入対策	受入時に異物混入を発見・排除するための工夫について、優れた提案がなされているか。	6
		人材育成	廃棄物処理や労働安全衛生関連法令の改正等に伴う指導教育について、優れた提案がなされているか。	6
		車両誘導	安全で円滑に車両誘導するための工夫について、優れた提案がなされているか。	6
		小計		30
	危機管理 計画	リスク マネジメント	①本業務において想定されるリスクとその管理・対応策について、優れた提案がなされているか。 ②保険等の対応が適切に講じられているか。	10
		災害対応	災害が発生した際の緊急的対応（安全確保方法、管理体制、連絡体制、事後対策等）と有事への備えについて、優れた提案がなされているか。	10
		事故防止	事故、火災、故障等を未然に防止するための工夫や、これらが発生した場合の応急対応、二次災害防止等について優れた提案がなされているか。	10
		小計		30
	顧客満足度 の向上	サービス水準の 向上	受入管理業務のサービス水準を高めるため、顧客視点に立った優れた提案がなされているか。	10
		要望・苦情対応	顧客からの要望や苦情に対する対応について、公社との連携を前提とした優れた提案がなされているか。	10
		小計		20
	技術評価の配分点	技術評価の配分点×（技術評価の得点合計） / （技術評価の配点合計）		80
	価格評価の配分点	価格評価の配分点×（1 - （入札価格） / （予定価格））		20
評価値	技術評価点 + 価格評価点		100	

評価	判断基準	点数化
5	提案内容が特に優れている	配点×1.00
4	提案内容が優れており、かつ創意工夫に秀でた項目がある	配点×0.75
3	提案が優れている	配点×0.50
2	提案について、適切に計画されているが、創意工夫が見られない	配点×0.25
1	提案について、適切さ及び実効性に疑問がある	配点×0.00

※ 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

4 入札参加資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、県の指名除外※を受けていないこと。
- ウ 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- エ 現に、次の行政処分を受けていないこと。
 - (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第19条の3に基づく改善命令、第19条の5に基づく措置命令または第14条の3（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）に基づく事業の停止命令
 - (イ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第22条に基づく改善命令または一時停止命令
 - (ロ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第14条に基づく改善命令または一時停止命令並びに第18条の19に基づく作業基準適合命令または一時停止命令
 - (ハ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条に基づく改善命令または一時停止命令
 - (ニ) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第12条または第15条に基づく改善命令
 - (ホ) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第12条または第15条に基づく改善命令
- オ 廃棄物処理法第7条第5項第4号ニ、ホ、への各号のいずれにも該当しないこと。
- カ 産業廃棄物処分量の許可を有し、広島県の「令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格」の認定契約種目「51H 特殊施設管理」を認定されている者であること。若しくは、広島県の「令和5・6年度建設工事等入札参加資格」の希望業種が「土木一式工事」であって、認定された等級がAの者であること。
- キ 廃棄物処理法第21条に基づく廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場に係る者に限る。）を専任で2名以上配置できること。
- ク 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

令和5年12月15日（金）から令和5年12月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）。

イ 入手方法

一般財団法人広島県環境保全公社のホームページからダウンロードすること。

<http://www.khk-hiroshima.or.jp/nyusatsu.html>

ウ 質問

仕様書等に対する質問は、令和5年12月15日（金）から令和6年1月10日（水）までに書面を持参により提出すること。質問に対する回答書は、令和6年1月12日（金）まで随時行う。また、提出された質問と回答を、一般財団法人広島県環境保全公社のホームページに掲載する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ4階

一般財団法人 広島県環境保全公社

電話番号 (082) 544-2361

ウ 提出期限
令和5年12月26日(火) 午後4時00分

エ 提出方法
持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。

オ 入札参加資格の確認結果の通知
令和5年12月28日(木)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先
広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ4階
一般財団法人 広島県環境保全公社

イ 提出期限
令和6年1月19日(金) 午後4時00分

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法
持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する入札書及び技術評価等資料は、それぞれ提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時
令和6年1月下旬(別途通知)

イ 場所
広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ4階
一般財団法人 広島県環境保全公社 会議室

6 落札候補者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札候補者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、価格評価点が高い者を落札候補者とする。すべての評価点と同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除

イ 契約保証金

(ア) 一般財団法人広島県環境保全公社(以下、「公社」という。)と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者。

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公社を被保険者とする履行保証保険契約又は公社を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者
免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札，入札に際しての注意事項に違反した入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 共同企業体の場合

共同企業体の形態で応募を行う場合は，必ず代表団体を定めること。書類提出（申請）後における構成団体の変更は認めない。

(8) その他
入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-0037 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ 4階

一般財団法人 広島県環境保全公社

電話 (082) 544 - 2361 ファクシミリ (082) 544 - 2362

メールアドレス somu@khk-hiroshima.or.jp

資料1：抜取検査実施状況

	搬入台数	抜取検査	うち、基準超過
令和2年度	2,612台	49件	5件
令和3年度	3,868台	50件	0件
令和4年度	3,266台	58件	0件

抜取検査は管理型廃棄物が対象

資料2：展開検査実施状況

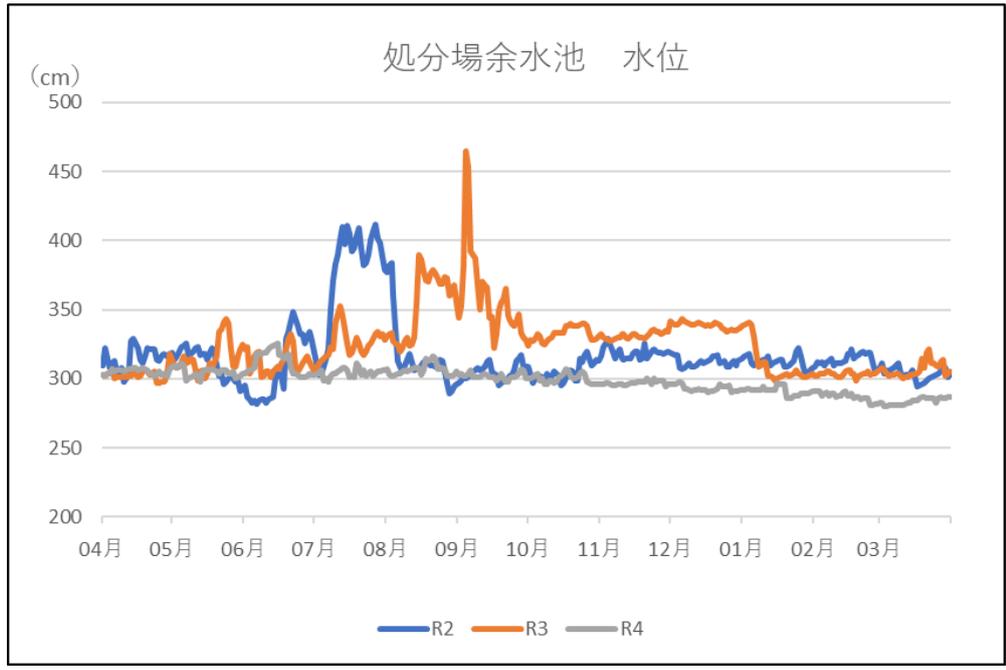
	展開検査件数	異物持帰り
令和2年度	3,695台	131件
令和3年度	4,263台	102件
令和4年度	4,107台	114件

展開検査は安定型廃棄物及び管理型廃棄物（フレコンバッグ詰めを除く）が対象

資料3：日常点検項目

項目		異常の有無	特記事項（異常時、保守点検立会、修理依頼、完了等の内容）										
埋立地	フェンス	有・無	安定型木柵フェンス一部倒壊										
	護岸	有・無											
	土堰堤	有・無											
	遮水工(遮水シート・矢板)	有・無											
	余水池	有・無											
	通路・水路等	有・無											
管理棟		有・無											
トラックスケール		有・無											
タイヤ洗浄機		有・無											
管理型余水処理施設	検知中和槽用PH値	有・無	9:00	(PH管理値：5.1～8.9)									
	中和攪拌水路用PH値	有・無	9:00	(PH管理値：5.1～8.9)									
	各処理水槽	有・無											
	処理施設配管	有・無											
	各薬液タンク	有・無	硫酸残容量	m ³	受入量	m ³							
	各防液堤	有・無	各防液堤水抜きバルブ閉の確認 実施 ・ 未実施										
	下水放流積算計 <small>(前日が土日祝日の場合は各日の状況をその他特記事項に記載)</small>	有・無	下水道放流量	m ³	(月 日放流量)								
	ポンプ稼動状況	管理型	ポンプNo.	1	2	3	4	5	(該当番号に○)	:	~	:	
散水及び敷均しの状況		散水状況	AM:	回	PM:	回	敷均し:有・無						
計器等	蒸発計	有・無	9:00	蒸発量	mm								
	雨量計	有・無	9:00	降雨量	mm								
	水位計	有・無	9:00	水位	cm								
	風向・風速計	有・無	9:00	風向	風速	m/s	13:00	風向	風速	m/s			

資料4：余水水位管理状況



資料5：時間帯別搬入台数

時間帯別搬入台数 2023年3月 (台)

個数 / 時刻 搬入日	搬入時刻	8:45-9:44	9:45-10:44	10:45-11:44	11:45-12:00	13:00-13:44	13:45-14:44	14:45-15:44	15:45-16:44	総計
20230301		7	7	5		7	3	5		34
20230302		5	3	2		3	2	1		16
20230303		6	2			5	2	1		16
20230306		5	5	2	1	2	7	2	1	25
20230307		6	2	1		3	3	6		22
20230308		7	7	4		4	4	5	1	32
20230309		5	2	3	1	1	4	4		20
20230310		8	3	2		2	2	3	1	21
20230313		5	5	4		4	5	1		24
20230314		7	1	4		3	3	3	1	22
20230315		4	2	2		2	3			13
20230316		6	3	4		3	7	1	2	26
20230317		7	4	2		6	2	1	1	23
20230320		10	2	2		4	3	4	1	26
20230322		3	2				2	2	2	11
20230323		3	5	5	2	1	2	4		22
20230324		5	1	4		1	3	3		17
20230327		9	5	2	1	4	1	2		24
20230328		3	1	2		1	5	1	1	14
20230329		4	1	5	1	3	3	4		21
20230330		3	1	1	1	1	3		1	11
20230331		5	5	2		3	4		2	21
総計		123	69	58	7	63	73	53	15	461

■ 車両数多 ← → ■ 車両数少

資料6：搬入事業所数

126 事業所 (令和4年度)